【iv 虐待防止対策室関係】

新旧対照表

児童虐

改 正 案	現 行
別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱	別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱
第1 目的 近年、児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談 内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケー スが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応が できない状況がある。 また、児童相談所には市町村(特別区を含む。以下同じ。)の相談 窓口が相談窓口としての機能を充分果たせるよう後方支援する役割が あることから、児童相談所の専門性の確保・向上等を図り、相談機能 を強化することが求められている。 このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、 法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必 要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、児童 の安全確認体制の強化及び児童虐待の防止に関する広報啓発を実施す るほか、市町村における児童の安全確認のための体制整備、児童虐待 に対応する職員の資質向上及び児童虐待的防止に関する広報啓発を実施 に対応する職員の資質向上及び児童虐待防止に関する広報啓発を実施 に対応する職員の資質向上及び児童虐待防止に関する広報啓発を実施 し、児童虐待に関する相談・対応機能を強化することにより、子ども の福祉の向上を図ることを目的とする。	第1 目的 近年、児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談 内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケー スが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応が できない状況がある。 また、児童相談所には市町村の相談窓口が相談窓口としての機能を 充分果たせるよう後方支援する役割があることから、児童相談所の専 門性の確保・向上等を図り、相談機能を強化することが求められてい る。 このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、 法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必 要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、相談 機能を強化し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。
第2 実施主体 児童虐待防止対策支援事業の実施主体は、都道府県(指定都市、児 童相談所設置市を含む。以下同じ。)とする。ただし、下記事業のう ち、1 (未成年後見人制度研修を除く。)、10及び11については、 都道府県及び市町村とする。	第2 実施主体 児童虐待防止対策支援事業の実施主体は、都道府県(指定都市、 童相談所設置市を含む。以下同じ。)とする。
第3 事業内容 下記の $1 \sim 1.2$ までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。	第3 事業内容 下記の $1 \sim \!\! 1 \; 0$ までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。
1 児童虐待防止対策研修事業(1)趣旨 (略)(2)事業の内容① 協力体制整備事業	 児童虐待防止対策研修事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業の内容 ① 協力体制整備事業

改 正 案	現 行
 左 都道府県は、地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、家庭相談員等(以下「主任児童委員等」とする。)の子どもの保護・育成に熱意のある者に対し、児童虐待等に関する専門研修を実施し、児童相談所を中心にした地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等の協力体制の整備を促進する。 在制の整備を促進する。 在制の整備を促進する。 在制の整備を促進する。 	都道府県は、地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、家庭相談員等(以下「主任児童委員等」とする。)の子どもの保護・育成に熱意のある者に対し、児童虐待等に関する専門研修を実施し、児童相談所を中心にした地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等の協力体制の整備を促進する。
各種研修等へ参加することを促進する。 ② 専門性強化事業 ア 地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワーカーなど専門家の養成など実践的な研修を実施するとともに、専門的対応マニュアル・ガイドライン(以下「マニュアル等」という。)を作成し、関係機関に配布するなどの活用を図え	② 専門性強化事業 地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケー スワーカーなど専門家の養成など実践的な研修を実施するととも に、専門的対応マニュアル・ガイドライン(以下「マニュアル等」 という。)を作成し、関係機関に配布するなどの活用を図る。
 ✓ 児童追談所職員又は市町村職員に対する専門研修 (ア) 児童虐待に関する専門性を強化する研修(③児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)等に該当するものを除く。)を企画し、実施する。 (イ) 児童虐待に関する専門性を強化するための各種研修等への参加を促進する。 ③ 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)等 ア 保健師・保育土等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修(講習会)(以下、「厚生労働大臣が定める研修(講習会)」という。)を実施する。 イ 児童福祉司、児童心理司又は市町村児童家庭相談担当職員(以下、「児童福祉司等」という。)に関する新任時の研修を企画 	③ 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)等保値師・保育士等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修(講習会)し以下、「厚生労働大臣が定める研修(講習会)」という。) 等を実施する。
(3) 実施方法 (3) 実施方法 (3) 実施方法 (3) 実施方法 (3) 実施方法 (3) 実施方法 (4) 定量相談所長は、研修を企画・実施し、又は児童虐待に関する各種研修等に参加させること。 (4) へ (エ) (略) イ 人材の登録 (略)	 (B) (3) 実施方法 ① 協力体制整備事業 ア 児童虐待等に関する専門研修 (ア) 児童相談所長は、研修を企画し、実施すること。 イ) ~ (エ) (略) イ 人材の登録 (略)

改正案	現 行
 ② 専門性強化事業 アペエ (略) オ 児童相談所職員又は市町村職員の専門性強化のための研修は、研修受講者の実務経験等に応じた研修を企画・実施し、又は、児童虐待に関する各種研修等に参加させること。 カ 児童相談所又は市町村の専門性強化のために企画される研修の内容には、(2)②アのマニュアル等や医療機関等の関係機関 の内容には、(2)②アのマニュアル等や医療機関等の関係機関 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	② 専門性強化事業アヘエ (略)
 ○ ひ連続寺に関する内谷で呂めること。 ③ 児童福祉司任用資格取得のための研修 (講習会) 等 ブ 研修 (講習会) の実施基準 イ・ウ (略) エ 児童福祉司等の新任時の研修の実施基準 (ア) 実施主体は都道府県又は市町村 (都道府県又は市町村から委託された者を含む。)とする。 (イ)受講の対象者は、新任の児童福祉司等 (人事異動等により、再度児童福祉司等に任用された者を含む。)とする。 (イ) 受講の対象者は、新任の児童福祉司等 (人事異動等により、再度児童福祉司等に任用された者を含む。)とする。 (ウ) 講義、演習、ロールプレイ等により効果的に行うこと。 (ウ) 講義、演習、ロールプレイ等により効果的に行うこと。 (ウ) 講義、演習、ロールプレイ等により効果的に行うこと。 (エ) 研修期間は、本研修が専門職としての資質の向上を図るためのものであることに留意して適切に定めること。 オ 児童福祉司等の新任時の研修の内容は、「児童相談所及び市町村の職員の充実について」(平成24年2月23日付雇児総発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)で示されている写真生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)で示されてい 	 ③ 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)等 ア 実施基準 (ア) ~ (エ) (略) イ・ウ (略)
<u>る内容に沿ったものであること。</u> ④ (略)	(開)
2~8 (略)	2~8 (報)
 9 未成年後見人支援事業 (1)・(2) (略) (3) 共通項目 ① 対象とする未成年後見人 報酬補助事業及び損害賠償保険料補助事業の対象となる未成年後見人 後見人は、児童福祉法(以下「法」という。)第33条の8の規定により児童相談所長が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任 	 9 未成年後見人支援事業 (1)・(2) (8) (3) 共通項目 ① 対象とする未成年後見人報酬補助事業及び損害賠償保険料補助事業の対象となる者は、報酬補助事業及び損害賠償保険料補助事業の対象となる者は、超価権出、以下「法」という。)第33条の8の規定により児児童福祉法(以下「法」という。)第33条の8の規定により児童相談所長が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行

現 行	児童福祉法(以下「法」という。)第33条の8の規定により児童相談所長が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より未成年後見人として選任された者で、次に掲げる事項を全て満たしたものとする。 ア (略) イ 家庭裁判所より未成年後見人として選任された者が、被後見人の親族以外の者であること。	
改正案	後見人は、児童福祉法(以下「法」という。)第33条の8の規定により児童相談所長が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任され、かつ、次に掲げる事項を全て満たしていること。 ア (略) イ 被後見人の親族以外の者であること。ただし、被後見人が法第27条第1項第3号の規定により措置されており、当該被後見人が法別人の職員又は委託されている里親が未成年後見人となった場合は対象としない(当該法人について、被後見人の施設追所後等の自立に備えて選任の請求がなされた場合を除く。)。 (4)・(5) (略)	 10 児童の安全確認等のための体制強化事業 (1) 趣旨 児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件数が増加している中で、児童相談所又は市町村において、児童虐待の通告を受けた際の児童の安全確認等の体制を強化することを目的とする。 (2) 事業内容 次のいずれかの安全確認等対応職員(非常勤職員)を配置する。 ① 安全確認対応職員 ② 事務処理対応職員 ② 事務処理対応職員 (3) 実施方法 (4) 留意事項 (5) 事業を持つ。 (6) 安全確認等対応職員は、児童相談所又は市町村に置く。 (7) 安全確認等対応職員は、児童相談所又は市町村に置く。 (8) 実施方法 (9) 安全確認等対応職員は、児童相談所又は市町村に置く。 (1) 安全確認等対応職員は、児童相談所又は市町村に登るを行っるにから、その業務を遂行するにふさわしいと考える者を充てること。 (1) 安全確認は年間を通じてその体制強化を図る必要があることから、安全確認対応職員は、可能な限り、常勤的非常勤職員(週28時間程度の勤務)とすることが望ましいが、複数の非常勤職員(週28時間程度の勤務)とすることが望ましいが、複数の非常勤職員(10028時間程度の勤務)とすることが望ましいが、複数の非常勤職員を任用して対応しても差し支えない。

現 行	対応件数が増加待防止のための虐待に関する意対応に貸するこ告先等の児童虐事業内容を調整と。	10 虐待・思春期問題情報研修センター事業 (1) ~ (4) (略)	第4 国の助成 国は、都道府県がこの事業のために支出した費用を、別に定めるころにより補助するものとする。	第5 経過措置 改正前の本要綱において定める事業については、改正後の本要綱において定める事業については、改正後の本要綱において定める事業の事業内容における実施主体が変更されているものに限り、立時9.4 年 世帯 1 て 美 1 まったいまの 2 セス
改 吊 殊	11 児童虐待防止のための広報啓発事業 (1) 趣旨 (1) 趣旨 (1) 趣旨 している中で、各都道府県や市町村において、児童虐待防止のための 広報啓発事業を実施することにより、地域住民の児童虐待に関する意識の向上等を図り、児童虐待の予防や早期発見・早期対応に資することを目的とする。 (2) 事業内容 都道府県又は市町村は、地域における児童虐待の通告先等の児童虐待に関する信に関する情報提供を行う。 (3) 留意事項 市町村が事業を実施する場合は、都道府県と事前に事業内容を調整するたどして、事業内容等の重複がないようにすること。	<u>12</u> 虐待・思春期問題情報研修センター事業 (1) ~(4) (略)	第4 国の助成 (略)	(削除)